

支店及び出張所の臨時休業に関する公告

株式会社 福島銀行は、令和 2 年 7 月 30 日に郡山市の商業施設で発生した事故により避難指示を受けたため、下記のとおり営業店を臨時休業いたしておりますので、定款 4 条及び銀行法第 16 条第 1 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 臨時休業している営業店

営業所の名称	開成支店
営業所の所在	福島県郡山市島 1 丁目 1 1 - 1 3

2. 休止期間

令和 2 年 7 月 30 日（木）～

※営業再開日が決まりましたらあらためてお知らせさせていただきます。

3. 休止する業務

営業店における全業務

以上

令和 2 年 7 月 30 日
福島市万世町 2 番 5 号
株式会社 福島銀行
取締役社長 加藤容啓